

山梨県公報

第二千五百七十号

平成二十七年

十二月二十八日

月 曜 日

目 次

告 示

- 山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定の一部改正…………… 八〇三
- 保安林の指定の予定…………… 八〇三
- 道路の区域変更(三件)…………… 八〇四
- 道路の供用開始…………… 八〇五
- 建築基準法に基づく道路位置指定(三件)…………… 八〇五
- 特定非営利活動法人の合併の認証申請…………… 八〇五
- 農用地利用配分計画の認可…………… 八〇六

告 示

山梨県告示第四百三十三号

山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定(平成二十三年山梨県告示第五百二十号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一の表四十三の項を次のように改める。

四十三	削除	
-----	----	--

一の表六十六の項を次のように改める。

六十六	削除	
-----	----	--

一の表八十三の項中「学校法人中沢学園」を「学校法人中澤学園」に改め、同表百一の項中「笛吹市八代町北一七六二番地」を「笛吹市八代町北九九九番地一」に改め、同

表百十八の項中「山梨市一町田中一五五番地」を「甲府市太田町九番一号甲府保健所等合同庁舎四階」に改め、同表百三十九の項中「南巨摩郡富士川町鯉沢一八〇七番地」を「南巨摩郡富士川町鯉沢一八〇七番地一」に改め、同表百九十の項中「社会福祉法人押原保育園福祉会」を「社会福祉法人まみゆり会」に改め、同表二百四十九の項中「富士吉田市大明見一六九六番地」を「富士吉田市大明見一丁目一三番二八号」に改め、同表三百八の項中「富士吉田市下吉田六六六三番地一」を「富士吉田市富士見四丁目一六号」に改め、同表三百三十二の項中「笛吹市一宮町末木八〇七番地六」を「笛吹市石和町小石和七五一番地」に改め、同表三百三十六の項中「南アルプス市飯野二八二五番地三」を「南アルプス市飯野二八〇六番地一」に改め、同表三百八十の項中「甲府市丸の内一丁目八番一七号」を「甲府市丸の内一丁目六番一号」に改め、同表に次のように加える。

四百七	平成二十七年十二月十六日	社会福祉法人慶千会	甲州市勝沼町休息一三〇番地一
四百八	平成二十七年十二月十六日	特定非営利活動法人 Happy Spa	笛吹市石和町四日市場一四〇一番地七

山梨県告示第四百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十二月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

南都留郡道志村字笹久根二九二五・二九二六(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、二九二三、二九二四、二九二七から二九三〇まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字笹久根二九二三から二九三〇まで(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状・西関東道路建設事務所において、この告示の日から平成二十八年一月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
山梨市南字片瀬二八六番一地先から 山梨市南字コブケ三五六番一地先まで	四四・六、 六六・七	四三・九、 五八・五	二二八・八	二二八・八

山梨県告示第四百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十八年一月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一三号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡道志村字谷相七八八番四地先から 南都留郡道志村字谷相七七二六番四地先まで	九・〇、 一三・二	七・二、 一〇・七	一七九・五	一七九・五

山梨県告示第四百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十八年一月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 割子切石線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町下田原字横手下五二番一地先から 南巨摩郡身延町八日市場字大子端一八七一番一地先まで	九・七、 一六八・一	九・二、 一六八・一	三一一・二	三一一・二

山梨県告示第四百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十八年一月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	割子切石線	南巨摩郡身延町八日市場字上河原二九二番一地从先から南巨摩郡身延町切石字南割一八四番一地从先まで	一、三五・一〇 〇	平成二十七年十二月二十八日

山梨県告示第四百三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日
平成二十七年十二月二十八日
- 二 指定道路の位置
甲斐市島上条字村続三百七十三番五、三百七十三番七、三百七十五番三、三百七十六番三、三百七十六番八、三百八十二番六、三百八十二番八、三百八十二番九、三百八十二番十一
- 三 指定道路の幅員
最大幅員六・〇〇メートル 最小幅員四・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長
百十一・七九メートル

山梨県告示第四百四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路

山梨県公報 第二千五百七十号 平成二十七年十二月二十八日

の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日
平成二十七年十二月二十八日
- 二 指定道路の位置
南アルプス市田島字北河原千八十三番四
- 三 指定道路の幅員
五・〇一メートル
- 四 指定道路の延長
六十六・二二メートル

山梨県告示第四百四十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日
平成二十七年十二月二十八日
- 二 指定道路の位置
笛吹市石和町河内字宮窪四百十五番四、四百十六番四
- 三 指定道路の幅員
六・〇三メートル
- 四 指定道路の延長
三十七・二三メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の合併の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第三十四条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の合併の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人美と健康生活を考える会
 - 2 代表者の氏名 滝口 玲子
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市小淵沢町二千九百六十一番地
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、すべての人々が健康で美しくあるために、健康・美・食・芸術に関する幅広い分野での情報提供、ライフスタイルの提案及び教育活動等を行うことにより、美と健康生活をサポートし、心身ともに健康で美しく輝ける社会の実現に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十七年十二月十八日から平成二十八年二月十七日まで

● 農用地利用配分計画の認可
 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により、公告する。

平成二十七年十二月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 農用地利用配分計画

氏名又は名称	居住し、又は所在する市区町村	所 在	面積（平方メートル）
丸山 泉	山梨市	山梨市牧丘町西保中字中	一、五二三
羽田 武	都留市	都留市十日市場字馬場舟 九番一外五筆	一、二五四 二、六〇〇

澤登 一治	山梨市	山梨市牧丘町倉科字天神林六千七百三十二番二外三筆	一、六〇五
大竹 学	山梨市	山梨市牧丘町千野々宮字石河原二百三十八番三	一、〇九五
竹居 譽	山梨市	山梨市牧丘町千野々宮字石河原二百三十九番	二、〇三二
石場 登	山梨市	山梨市下栗原字松ノ木田百九十番一外三筆	一、四七九
竹川 秀樹	山梨市	山梨市牧丘町西保下字東杉山三千二百二十五番一外一筆	一、四〇二
有限会社営農塾マルニ	山梨市	山梨市七日市場字宮ノ前北千五十二番	四七三
萩原 進	山梨市	山梨市万力字石原三千四百番六	一、五四六
駒井 清貴	山梨市	山梨市牧丘町千野々宮字牧ノ後五百八十一番一外一筆	一、七九六
深澤 光利	山梨市	山梨市大野字三十六千六百六十九番一外一筆	一、六四一
澤二千二百七十八番外二筆			
山梨市水口字栗林千九十九番一			七二八

有限会社山梨フルーツライン	山梨市	山梨市中村字出雲神百五番一外五筆	六、三三九
武井 武	山梨市	山梨市万力字相干場三千四十四番外一筆	七二九
金子 雄輝	山梨市	山梨市中村字く衾きし三百八十二番一外三筆	三、六〇一
佐藤 富雄	山梨市	甲州市塩山三日市場字石打田百二番外三筆	三、〇一六
浅川 広行	南アルプス市	南アルプス市下今諏訪字後畑三百五十八番	六八三
久保田 公雄	南アルプス市	南アルプス市上今諏訪字西原千五百三十五番	三一〇
金丸 文晴	南アルプス市	南アルプス市上今諏訪字西原千五百四十六番	五八三
矢崎 孝行	南アルプス市	南アルプス市下今諏訪字後畑三百六十六番一外一筆	七八一
新津 健而	南アルプス市	南アルプス市落合字道林千番外二筆	一、二九二
市川 純徳	南アルプス市	南アルプス市上今諏訪字堀上千二百八十四番一外二筆	五二七
村松 賢	南アルプス市	南アルプス市吉田字大草千三百三十五番外二筆	二、一六四

齊藤 政之	南アルプス市	南アルプス市鏡中條字八幡二百四十三番	七一四
手塚 修弘	南アルプス市	南アルプス市桃園字西条八百二十一番一外七筆	六、四五〇
農事組合法人白根フラワーコーポラティブ	南アルプス市	南アルプス市有野字古中千九百十八番外六筆	三、七五六
遠藤 拓海	北杜市	北杜市高根町村山北割字青木九百七番	九五九
幡野 達雄	北杜市	北杜市高根町東井出字鷹の巣七百六十四番外三筆	七、三九七
渡邊 正義	北杜市	北杜市高根町東井出字大新井九百二十八番外一筆	四、二一五
岩原 行彦	北杜市	北杜市高根町浅川字干草場二百七十五番三十四外四筆	七、四六三
柴田 伊織	北杜市	北杜市明野町上手字屋敷添三千六百一番外三筆	四、二一五
有限会社梶原農場	北杜市	北杜市高根町蔵原字新井千二百七十番四外二十七筆	三〇、八六四
株式会社ハルベジファーム	北杜市	北杜市須玉町江草字笹場一万三千二百四十五番外十三筆	一五、四二六
農事組合法人三分一そ	北杜市	北杜市長坂町小荒間字小泉四百六十三番外一筆	二七九

ば組合	株式会社志太北杜ワイナリー	近藤 慎吾	農業生産法人株式会社 I J A P A N	浅野 旭	中村 悦和	石原 ふみ	江	深山 満明
	北杜市	甲斐市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市
	北杜市長坂町小荒間字小泉三百九十九番一外七十筆	中央市高部字明治四百八十番外三筆	笛吹市石和町上平井字坪井道上九百十九番外四筆	笛吹市石和町中川字大坪六百四番一	笛吹市八代町高家字向田二千四百四十二番外二筆	笛吹市一宮町国分字堀米三百六番一外四筆	笛吹市一宮町国分字北前田五百八十四番一	笛吹市一宮町国分字南条二百三十二番外二筆
	九三、九八四	一、六三六	五、三〇九	一、〇二五	三、一一八	三、八五三	八五四	一、九七三
	北杜市長坂町小荒間字小泉三百七十三番一外三百九十七筆	北杜市明野町浅尾字浅尾原十二番一外六筆	笛吹市一宮町国分字内久根六百八十九番外一筆					
	二七八、一九三	六〇、二八三	九九八					

山本 靖	中村 孝洋	窪田 雅人	和田 春男	藤巻 年和	廣瀬 隆	辻 高則	望月 幸子	甘利 良太
笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	甲州市	甲州市	甲州市	甲州市
笛吹市一宮町国分字内久根六百九十四番一外一筆	笛吹市御坂町金川原字馬込三百九十番外二筆	笛吹市一宮町金田字奥田町八百二十三番	笛吹市石和町井戸字豊岡三百八十七番外二筆	笛吹市御坂町竹居字青木田二千八百八十二番一外一筆	甲州市塩山竹森字玉崎五千七百四十番外三筆	甲州市勝沼町山字若林千九百二十五番	甲州市塩山熊野字中道千七百七十九番一外一筆	甲州市塩山熊野字五反田四百四十一番一
一、八三〇	二、四八一	一、〇八九	一、五四一	九九五	一、八八五	三七五	一、八二五	二、五八八

雨宮 洋一	甲州市	甲州市塩山下萩原字平田 千六百七十九番外一筆	一、四二六
塩島 芳文	甲州市	甲州市塩山千野字中原二 千四百五十二番外二筆	一、八五六
神宮司 昭男	甲州市	甲州市勝沼町中原字立石 九百六十九番	一、三六四
藤原 正志	甲州市	甲州市塩山上井尻字青木 沢八百七十六番一外一筆	九五〇
山縣 裕二	甲州市	甲州市塩山熊野字石骨八 百三十一番外一筆	一、四三六
佐藤 一彦	甲州市	甲州市勝沼町下岩崎字桜 木六百八十八番	一、三三三
小川 邦夫	甲州市	甲州市勝沼町下岩崎字護 摩堂六百十一番一	一、一一五
小林 勝	甲州市	甲州市塩山上井尻字子辻 四百九十番	三八八
相澤 孝治	甲州市	甲州市塩山藤木字立石三 百五十六番	一、九一二
三浦 誠	甲州市	甲州市塩山千野字観音堂 西九百三十七番外一筆	一、二九九
北井 征司	甲州市	甲州市塩山西広門田字西 堀五百八十八番外二筆	二、二二九
		甲州市塩山西広門田字深 田九百三番	一、四二三
		甲州市塩山西広門田字深 三五五	三五五

雨宮 一也	甲州市	山梨市牧丘町隼字細窪二 千六百六十六番外一筆	二、九六〇
内藤 義人	中央市	中央市極楽寺字西河原九 百二十四番外五筆	五、五一九
菊島 史登 菊島 真希	中巨摩郡昭和町	笛吹市石和町下平井字永 塚七十二番一外六筆	五、二九九
仲田 忠彦	東京都狛江市	北杜市高根町蔵原字宮の 前千六百十二番一	一、〇六六
		田八百九十九番	

(詳細は、省略し、その関係書類を山梨県農政部農村振興課に備え置いて縦覧に供する。)

二 認可年月日

平成二十七年十二月二十二日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番